当社グループにおける内部統制のあり方

川口 喜八郎(住友商事)

本発表では、近年、株主、投資家等のステークホルダーの関心が特に高い、企業における内部 統制への取り組みについて、自社での具体例を挙げながら、企業がどのように内部統制の体制を構 築しているかについて説明する。

近年、内部統制は世間の脚光を浴びているが、内部統制は何も最近始まったものではなく、昔から企業経営の中で実施されていたものである。当社においても、持続的な成長・発展のために、グループ全体の内部統制体制を常にチェックし、継続的に改善している。

企業経営においては、種々のリスクが付き物であり、そのリスクをコントロールする内部管理体制を整備し、事業に必要なリスクはマネジし、不要なリスクは極小化するよう努めてきた。当社においても、時代に即応してリスク管理体制の見直しを常々図っている。現在、当社では、リスクを「リターンが計画から乖離する可能性」と定義した上で、リスクを取ることにより、利益も損失も発生し得る「計測可能リスク」とリスクを取っても収益は生まれず、リスクが顕在化すると損失だけが発生する「計測不能リスク」に分類し、これらを、業績安定、体質強化、信用維持の観点からきちんとコントロールすることを目的としてリスクマネジメントを行っている。

リスクマネジメントの方針と内部統制体制の構築は、相互に影響を与えるが、当社の内部統制の基本となるものが、コーポレートガバナンス体制である。当社のコーポレートガバナンス体制は「経営理念・行動指針」を踏まえて制定された「コーポレートガバナンス原則」を基礎として構築されている。

当社では、このコーポレートガバナンス体制の下、内部管理体制のチェックと継続的な改善を目的として、「インターナルコントロール」(プロジェクト)を実施している。国際的標準である「COSO フレームワーク」に則ったチェックリストを使用し、当社グループを構成する全ての組織が共通に保持すべき、リスク管理、会計、税務管理、コンプライアンスなど、組織運営全般にわたる管理ポイントの総点検を実施し、更に「管理の本質・エッセンス」を策定し、何故、このような点検を実施する必要があるかについての理解を徹底している。

また、2008 年度から適用される金融商品取引法に定める内部統制ルールの遵守についても、「インターナルコントロール」の成果や推進体制を活用して取り組みこととしており、同法への対応を通じて、これまで目指してきた「業務品質の向上」をさらに追求することとしている。